



2026年度

奨学金案内

Support

奨学金案内 Support.....目 次

1. 奨学金制度について.....	1
2. 奨学金の概要について.....	2
I. 各種奨学金の種類	
II. 奨学金の申し込みから採用まで	
III. 各種奨学金の概要について	
1. 松山大学奨学金等	
2. 民間の給付型奨学金	
3. 家計が急変したときは	
3. 提出書類について.....	6
松山大学奨学金、松山大学温山会奨学金、松山大学父母の会奨学金、 星川奨学会、村田奨学会の希望者	
【別紙様式】 年収見込証明書 収入に関する事情書	

1. 奨学金制度について

① 奨学制度の意義

奨学金は、経済的理由による修学困難者を対象とする「経済支援」、正課及び正課外における優秀者を対象とする「報奨」の主旨が異なる2つの種類があり、さらに貸与型(卒業後返還の義務あり)と給付型(返還の必要なし)に分類されます。これらはいずれも修学を支えるために設けられた制度です。

本学学生は、日本学生支援機構奨学金をはじめ、本学独自の学内奨学金、さらに財団法人・公益法人・民間企業等の出資による奨学金、都道府県・市町村による地方公共団体奨学金など、様々な奨学金制度を利用できます。なお、本学学生のうち2人に1人が何らかの奨学金を受給していますが、そのうち約9割の学生が日本学生支援機構奨学金(貸与型)奨学生であり、当該奨学金は本学における経済支援の基本として位置づけられています。

② 奨学生採用の基準

経済支援を目的とした奨学生(奨学金受給者)として採用されるためには、「学業成績」と「家計」による要件を満たす必要があります(ただし、各種奨学金(松山大学独自の奨学金、民間団体等の奨学金)は、希望者が募集人数を上回る場合は、要件を満たしていても採用されないことがあります)。

学業成績については、1年次生は高等学校の評定平均値、2年次生以上は大学入学後の成績に基づき要件を満たしているか確認します(最短修業年限を超える場合又は超えることが確定した場合は出願できません。ただし、休学・留学期間は在学年数に含めません)。一般的に、奨学金は一部の優秀な学生のみ対象となると思われる方が多いようですが、経済支援を目的とした多くの奨学金が、平均水準程度の学業成績を修めていれば出願可能となっています。

③ 家計状況の急変時には

奨学金の募集は原則として年1回ですが、予期できない事由により家計が急変した場合、緊急・応急の奨学金制度や、本学が提携している各金融機関の教育ローンを紹介できます。困った場合には学生課まで相談に来てください。

個人情報の取り扱いについて

奨学金の申請にあたって提示いただいた個人情報に関しては、「学校法人松山大学個人情報保護規程」に基づき、本学における奨学金に付随する業務(審査、推薦、採用、給付、継続審査、貸与奨学金返還等)にのみ使用し、独立行政法人日本学生支援機構及び奨学金を提供する各財団等以外には提供しません。

2. 奨学金の概要について

I. 各種奨学金の種類(2026年度募集分)

奨学金の新規募集は原則として年に一度のみです。

松山大学奨学金、松山大学温山会奨学金、松山大学父母の会奨学金、星川奨学会については、国の高等教育の修学支援新制度との併願は不可です。また、2026年度の本学各種スカラシップ奨学生は、松山大学奨学金、松山大学温山会奨学金、松山大学父母の会奨学金との併給は不可です。

	種類	名称	月額	近年採用実績	備考	分類
給付	単年	松山大学奨学金	30,000円	約30名	全学年より採用	松山大学独自
		松山大学温山会奨学金	10,000円	10名	全学年より採用	
		松山大学父母の会奨学金	10,000円	15名	全学年より採用	
		薬学部提携特別教育ローン利子給付奨学金	在学中の利子	申請者全員	薬学部生のみ、毎年10~11月に申請受付	
	継続	星川奨学会	30,000円	若干名	経済・経営・人文・法・情報学部1年次生、薬学部3年次生のみ希望可能	民間団体等
		村田奨学会	20,000円	若干名	経済・経営・人文・法・情報学部1年次生で愛媛県在住者のみ希望可能	
三浦教育振興財団		50,000円	若干名	毎年1月頃に募集案内		

※上記以外の奨学金については、松大UNIPA掲示板、3号館学生部掲示板又は学生課で要項を確認してください。

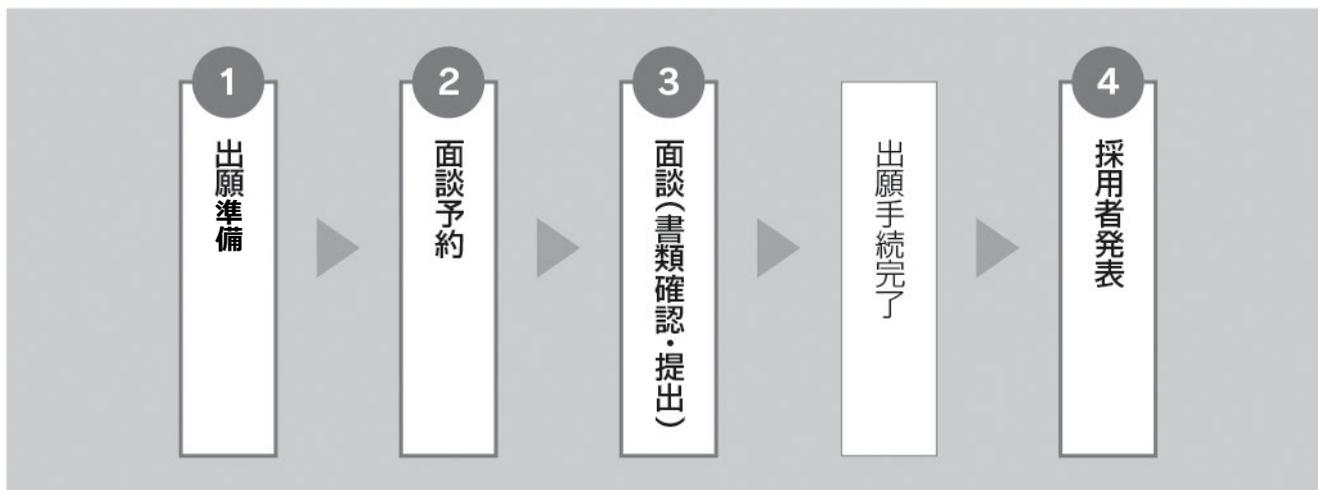
日本学生支援機構の奨学金

上表の各種奨学金(松山大学独自の奨学金、民間団体等の奨学金)以外にも、本学学生が受給している奨学金の大部分を占める以下のような奨学金があります。

- 貸与奨学金(第一種奨学金)
- 貸与奨学金(第二種奨学金)
- 入学時特別増額貸与奨学金 ※入学時のみ申請可能
- 給付奨学金 ※高等教育の修学支援新制度(授業料減免)とセットです。

こちらの奨学金の受給を希望される方は、本学オフィシャルサイトに掲載されている奨学金申込方法を確認してください。

II. 奨学金の申し込みから採用まで(4月募集分)



<p>1 出願準備</p>	<p>本冊子の6～13ページをよく読み、必要な提出書類を揃えてください。</p>
<p>2 面談予約</p>	<p>奨学金出願に際しては面談(書類確認)を受ける必要があります。面談予約の方法については、松大 UNIPA – Web 申請 – 学生課への申請 – 奨学金面談予約 よりご確認ください。(先着順で受け付けます。)</p>
<p>3 面談 (書類確認・提出)</p>	<p>出願者本人に対して家計・家庭の状況に関する面談(提出書類の確認)を行います。予約した日時に面談を受けに来てください(必要な書類を全て揃えて持参すること)。 ※面談時間・場所は、奨学金面談予約よりご確認ください。</p>
<p>4 採用者発表</p>	<p>各種奨学金の採用者の発表をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用者発表(予定) <ul style="list-style-type: none"> 日程：6月上旬 星川奨学会・村田奨学会 6月下旬 松山大学奨学金・松山大学温山会奨学金・松山大学父母の会奨学金 ・発表方法 <ul style="list-style-type: none"> 松大UNIPA掲示板にて発表 ・初回振込日(予定) <ul style="list-style-type: none"> 日程：6月15日(月) 村田奨学会 7月15日(水) 松山大学奨学金・松山大学温山会奨学金・松山大学父母の会奨学金 <p>※星川奨学金については、星川奨学金の振込日程による。</p>

Ⅲ. 各種奨学金の概要について

1. 松山大学独自の奨学金（松山大学奨学金、松山大学温山会奨学金、松山大学父母の会奨学金）

松山大学に在籍する学部生及び大学院生（私費外国人留学生を除く）で、学業、人物ともに優れ、かつ経済的な事由で学費の支弁が困難な者に対し、奨学金を給付することにより、学業達成に資することを目的としています。

出願資格	松山大学奨学金：学部生及び大学院生（全学年） 松山大学温山会奨学金、松山大学父母の会奨学金：学部生（全学年）
	<p>①家計基準 認定所得金額が日本学生支援機構の定める第一種奨学金の家計基準内であること</p> <p>②成績基準 【学部生】 次の要件を満たしていること。 ①新1年次生：高等学校又は中等教育学校後期課程における評定平均値の平均が<u>3.5以上</u>。 ②新2年次生：標準取得単位数以上で、GPAが<u>2.00以上</u>。 ③新3年次生：標準取得単位数以上で、GPAが<u>2.10以上</u>。 ④新4年次生以上：標準取得単位数以上で、GPAが<u>2.20以上</u>。</p> <p>【大学院生】 次の要件を満たしていること。 ①修士課程新1年次生：出身大学で修得した単位のGPAが<u>2.20以上</u>。 ②博士後期課程新1年次生：出身大学院修士課程で修得した単位のGPAが<u>2.20以上</u>。 ③修士課程新2年次生：GPAが<u>2.20以上</u>。 ④博士後期課程新2年次生以上：GPAが<u>2.20以上</u>。 ※医療薬学研究科博士課程については①及び④を準用します。</p> <p>※標準取得単位数＝卒業所要単位数×在学年数÷4（薬学部は6） （小数点第1位を四捨五入） ※GPA＝（Sの単位数×4＋Aの単位数×3＋Bの単位数×2＋Cの単位数×1）÷総履修単位数 （小数点第3位を四捨五入、前年度末までの累積GPA）</p>
給付額	松山大学奨学金：月額30,000円（年額360,000円） 松山大学温山会奨学金、松山大学父母の会奨学金：月額10,000円（年額120,000円）
給付期間	1年間（採用年度毎）
受給の制限	本学の他の奨学金制度及び国の高等教育の修学支援新制度と併せて受給することはできない。 （日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）等の貸与奨学金とは併用可能）
採用後の義務	奨学生としての自覚を持ち、学生生活に関する抱負及び誓約書等を指示に基づいて提出すること。

詳細はこちら



2. 民間団体等の奨学金（星川奨学会、村田奨学会、三浦教育振興財団）

詳細はこちら

星川奨学会、村田奨学会の学力基準及び家計基準は、「日本学生支援機構奨学金第一種（無利子）」の基準に準拠します。

なお、三浦教育振興財団奨学金については、例年1月頃に別途募集をします。



※松山大学奨学金、松山大学温山会奨学金、松山大学父母の会奨学金、星川奨学会、村田奨学会のいずれかを申込み場合は、該当するもの全てに優先順位を記入してください（採用は1つのみ）。ただし、これらの給付奨学金（村田奨学会を除く）と国の高等教育の修学支援新制度との併願は不可です。また、星川奨学会は、他の給付奨学金との併給は不可です。

3. 家計が急変したときは

生計維持者(原則父母)の死亡や事故、病気など予期できない事由で家計が急変(家計急変)した場合には、以下の奨学金等がありますので、直ちに学生課に相談してください。

(1)日本学生支援機構奨学金(貸与)緊急・応急採用

生計維持者(原則父母)の死亡や事故、病気など予期できない事由で家計が急変(家計急変)した場合には、年間を通じて随時申込みことができます(ただし、家計急変してから12か月以内)。

【貸与期間】

緊急採用(第一種奨学金)無利子

家計急変の事由が発生した月以降で申込者が希望する月～採用年度の3月まで

応急採用(第二種奨学金)有利子

家計急変の事由が発生した月以降で申込者が希望する月～原則として卒業まで

(2)国の高等教育の修学支援新制度(家計急変)

国の修学支援新制度は、通常、大学等への在学中は年2回(春と秋)申込期間が設けられていますが、生計維持者(原則父母)の死亡や事故、病気など予期できない事由で家計が急変した場合には、年間を通じて随時申込みことができます。

通常、本制度では前年度又は前々年度の所得により採用の可否が決められますが、家計急変により本制度も申込み場合には、急変後の家計の状況(所得の見込み)により支援対象となるかどうかが決まります。

(3)松山大学特別奨学金

対 象	1. 主たる家計支持者が死亡、失踪、離別、破産、会社都合による失職、長期の療養を必要とする病気や事故等により、家計状況が急変した場合。 2. 火災、風水害、震災等の災害により著しい被害を受けたことにより、家計の支出が著しく増大もしくは収入が激減した場合。 ※上記のいずれかに該当する者 ※出願は上記事由が発生した時から1年以内。ただし、新入学生に限り入学前の6か月以内に上記事由が発生した場合を含むことができる。
給 付 額	当該学期の学費の全額又は半額。 ただし、国の高等教育の修学支援新制度(授業料減免)との併用の場合、減額調整あり。
給 付 期 間	申請事由により1年又は2年を限度とする。
要 件	1. 家計基準 日本学生支援機構第一種奨学金受給資格に定める認定所得金額が0に満たない者 2. 成績基準 全額：標準取得単位数以上かつGPA2.20以上(家計支持者の死亡・失踪) 半額：標準取得単位数以上かつGPA2.00以上(家計支持者の死亡・失踪、離別、失職、長期療養等) ※GPAは、給付する学期の前年度末までの累積GPAとする。 ※大学1年次生は、全額・半額とも高等学校又は中等教育学校後期課程における評定平均値3.5以上とする。 大学院生及び編入学生は、前在籍大学等におけるGPAを考慮する。
受 給 の 制 限	本学の他の奨学金制度と併せて受給することはできない。

※上記の奨学金は年間を通じて随時に採用します。

※ここに掲載している要件等は抜粋です。家庭・家計状況、学業成績等の要件詳細については学生課に問い合わせてください。

3. 提出書類について

各種奨学金(松山大学独自の奨学金、民間団体等の奨学金)を希望する方は、「奨学金申込書(冊子)」を以下の作成要領に従って作成(記入、捺印、書類貼付)し、**面談時に必ず持参してください。**

作成後、以下の「奨学金申込書(冊子)チェックリスト」で必要項目について確認してください。

奨学金申込書(冊子)チェックリスト

以下の項目を確認してチェック欄に○を記入してください。

項目	チェックポイント	チェック欄
全般	全ての項目に、学生本人が、ボールペンで記入している(フリクションや鉛筆不可)	
3. 特別な事情について	特別な事情について記載がある場合、その説明書類を「7. 特別な事情についての証明書貼付欄」に貼り付けている	
4. 就労状況申告書	「所得証明書」(全員必須)を貼り付けている	
	「源泉徴収票」(勤務先から貰えない場合は「複数月の給与明細」あるいは給与支払見込証明書)又は「確定申告書の控」を貼り付けている	
8. 奨学金願書	奨学金申込書の最後のページの「8. 奨学金願書」を漏れなく記載している	

1. 奨学金希望調査(奨学金申込書 1 ページ)

希望する奨学金の優先順位を記入してください。今回採用されるのは、原則として希望した奨学金のうち一種類のみです(選考の結果、いずれも採用されないこともあります)。

2. 家計について(奨学金申込書 2 ページ)

主として家計を支えている人(父、母の両方。父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の氏名、生年月日、職業区分等を記載してください。

父母以外で、あなたと**同一生計の家族**※については「就学者及び就学前の弟妹を除く家族」あるいは「出願者本人を除く就学者及び就学前の弟妹」の欄に記載してください。

※同一生計の家族とは、“家計支持者がほぼ全面的に扶養している”家族のことです(同居・別居は問いません)。

3. 特別な事情について(奨学金申込書 3 ページ)

該当する事項がある場合は 10 ページを参照して、記入してください(該当事項がない場合は記入不要です)。該当する事項がある場合、それを証明する書類を用意して奨学金申込書の 10 ページに貼り付けてください。

4. 就労状況(奨学金申込書 4～7ページ)

父と母の両方(いない場合は父母に代わって家計を支えている者)について、就労状況を申告してください(収入がゼロであっても必要です)。以下表の職業区分ごとに、**父と母それぞれの「必要書類1」及び「必要書類2」の両方**を冊子に添付してください。

必要書類1,2は両方提出

収入区分	主な職業	必要書類 1	必要書類 2(コピー可)
1. 給与所得	官公庁、民間企業、商店、病院、学校、財団法人等に勤め、(経営者に該当する者を除き)主として事務的、技術的又は管理的な仕事に従事している者(正規・非正規を問わない)。年金受給者、失業給付受給者も含む。	※マイナンバーが記載されていないもの 所得証明書(非課税証明書)原本	次のいずれか ①「源泉徴収票」 ②「年金源泉徴収票(又は年金振込通知書)」 ③「雇用保険受給資格者証」 ④「給与明細書」直近3か月分以上 ⑤「年収見込証明書(別紙様式)」 ※原本 ----- 該当者のみ ⑥「児童手当通知書」 ⑦「児童扶養手当通知書」 ⑧「特別児童扶養手当通知書」 ⑨「傷病手当金支給決定通知書」 ⑩「生活保護決定(変更)通知書」
給与所得以外	2. 商・工業・個人経営	※マイナンバーが記載されていないもの 所得証明書(非課税証明書)原本	次のいずれか ⑪「確定申告書(控)」(第一表と第二表の両方) ⑫「市・県民税申告書(控)」
	3. 農・林・水産業		
	4. 自由業		
	5. その他		
	6. 無職		

【注意事項】

- ・世帯の収入金額がゼロ又は極端に少ない場合は、生活の実情を面談によって確認し、生活費の出所を詳しくお聞きすることになりますのでご了解ください。
- ・該当する収入区分が複数ある場合は、全ての書類を提出してください。
- ・収入区分がこれに当てはまらない場合は個別に対応します。学生課に問い合わせてください。

必要書類 1

所得証明書(又は非課税証明書)原本(コピー不可)

- ・マイナンバーが記載されていないものを提出。
- ・父・母の両方について(収入が無い場合も)、「所得証明書」又は「非課税証明書」の原本が必要(コピー不可)。
- ・2025年度の所得証明として2024年1月～12月分の所得が記載されており、給与収入、不動産収入等、所得の種類が記載されているものを提出。
- ・自治体(市町村役場)にて発行(「所得証明書」の名称は、自治体により異なる(例:市民税・県民税課税証明書等)。
- ・収入がないことの証明書として認められる所得証明書(非課税証明書)は、合計所得金額「0ゼロ」と記載されたもの。当該金額欄が「*」「-」「空白」又は「非課税証明のみ」等の「0円」と記載のない場合は、12ページの事情書「1.収入の証明書に不備がある場合」も提出すること(専業主婦や年度途中で退職しその後、無職・無収入の人など)。

必要書類 2

①源泉徴収票(コピー可)

- ・2025年分(2025年1月～12月分の所得が記載されているもの)が必要。
- ・勤務先にて発行。

②年金源泉徴収票(又は年金振込通知書・年金額改定通知書)(コピー可)

- ・年金の種類(恩給、老齢年金、遺族年金、障害年金等)、金額、年金受給者の氏名が分かるもの。
- ・年金機構等が発行。

③雇用保険受給資格者証(コピー可)

- ・出願時に無職であり、雇用保険を受給中、又は受給見込みの場合に提出。
- ・まだ発行されていない場合は、12ページ事情書「1.収入の証明書に不備がある場合」に分かりやすく記入のこと。退職辞令や廃業届のコピー等、裏付する書類があれば添付すること。
- ・ハローワーク(公共職業安定所)にて発行。

④給与明細書(コピー可)

- ・源泉徴収票が提出できない場合は、複数月(最低3か月分以上)の「給与明細書」を提出。
- ・2024年1月2日以降に就職、離職等により就労状況に変化があった場合は、直近3か月分の「給与明細書」を提出。

⑤年収見込証明書(別紙様式)(原本)

- ・給与明細が提出できない場合に提出(11ページ参照。勤務先の押印を受けること)。

⑥児童手当(子ども手当)通知書(コピー可)

- ・住所地の市区町村より交付。高校生年代までの弟・妹がいる場合は必ず提出すること。

⑦児童扶養手当通知書(コピー可)

- ・住所地の市区町村より交付。

⑧特別児童扶養手当通知書(コピー可)

- ・住所地の市区町村より交付。

⑨傷病手当金支給決定通知書(振込通知書) (コピー可)

- ・全国健康保険協会より交付。

⑩生活保護決定(変更)通知書(コピー可)

- ・1か月の受給金額が記載されているもの。
- ・福祉事務所等にて発行。

⑪確定申告書(控)(コピー可)

- ・税務署に2026年2月～3月に申告したもので、第一表と第二表の両方を提出。
※税務署への提出が受理されたことが確認できる必要があります。申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法については、国税庁のホームページや税務署で確認してください。
- ・農業所得等で確定申告をしていない場合は、それに代わる申告書(市区町村役場に提出)のコピーでも可。

⑫市・県民税申告書(控)(コピー可)

- ・市区町村役場に2026年1月～3月に申告したもの。
- ・市・県民税特別徴収税額の通知書、納税証明書は、証明書として認められない。

⑬収入に関する事情書(別紙様式)(12ページ参照)

以下に該当する場合は、12ページの様式「収入に関する事情書」に必要事項を記入して提出すること。

「1. 収入の証明書に不備がある場合」

- ・必要書類2の所得証明書(非課税証明書)に金額の記載がない場合
(金額の欄が*印あるいは空欄になっており数値が記載されていない場合)
- ・年金通知書、児童手当通知書等を紛失してしまった場合
⇒事情書にその旨を記載した上で、振込金額が分かる預金通帳のコピーを添付すること
- ・収入を示す書類(源泉徴収票又は所得証明書等)に金額が記載されているが、すでに退職しており出願時点においては無収入である場合

「2. 生活費の出所について(世帯収入が少ない又は無収入の場合)」

- ・父母ともに収入がなく預貯金を切り崩して生活している場合
⇒事情書に必要事項を記載した上で、以下(ア)(イ)の両方を提出すること
(ア)父母両方の合計所得金額「0」と記載のある「(非)課税証明書」又は2025年分「市民税・県民税申告書」(控)のコピー
(イ)預貯金通帳(口座名義人と直近3か月分程度の記帳部分)のコピー
- ・ほかに収入がなく祖父母(又は親戚等)からの援助金や離婚慰謝料(養育費含む)のみで生活している場合
⇒事情書に必要事項を記載した上で、以下(ア)(イ)の両方を提出すること
(ア)父母両方の合計所得金額「0」と記載のある「(非)課税証明書」又は2025年分「市民税・県民税申告書」(控)のコピー
(イ)援助の年額の証明(様式自由。援助者の自署押印が必要)

7. 特別な事情について

出願者と同一生計の家族に、下記A～Gに該当する事情がある場合には、奨学金申込書「3.特別な事情について」に記入の上、以下を参考に証明書類を奨学金申込書10ページに貼り付けて提出してください。

区 分	証 明 書 等		
A. 母子・父子家庭	戸籍謄本(母子・父子家庭であることが分かる)	} いずれか	原本
	源泉徴収票(ひとり親の欄にチェックが入っている)		} コピー
	確定申告書の控え(ひとり親控除の欄に記載がある)		
	所得証明書(ひとり親控除の欄に記載がある)		
	児童扶養手当通知書 【該当者は必須】		
B. 高校生年代までの弟妹がいる場合	児童手当通知書		コピー
C. 父母両方又はいずれかが年金受給者の場合	年金源泉徴収票 (又は年金振込通知書)		コピー
D. 家族に障害者がいる場合	障害者手帳	} いずれか	コピー
	医師等の証明書		原本
	障害年金支給決定通知書(父母の場合のみ)		コピー
E. 主たる家計支持者が別居(単身赴任等)している場合	奨学金申込書8ページの「単身赴任控除申告書」に必要事項を記載し、領収書のコピーを貼付すること		コピー
F. 家族に長期療養(6か月以上)が必要な者がいる場合	奨学金申込書9ページの「長期医療控除申告書」に必要事項を記載し、「療養者の診断書(コピー)」と「直近6か月の領収書(コピー)」を貼付すること		コピー
G. 1年以内に災害、盗難等にあつて、長期間の収入減、支出増がある場合	①罹災証明書(消防署、自治体発行)又は盗難届出証明書(警察署発行)		原本
	②長期間の特別な支出増、収入減が確認できる書類(領収書等)		コピー

8. 奨学金願書

各種奨学金(松山大学独自の奨学金、民間団体等の奨学金)を希望する場合は必ず記入してください(学生本人がボールペンで記入※フリクション不可)。

提出書類のサンプル

所得証明書

所得証明書					
所得者	住所		氏名		
			生年月日	昭和	年 月 日
令和 年度 (令和 年分)	合計所得金額	市民税	県民税	年税額	
	¥1,754,800円	所得税 均等割 ¥0円	所得税 均等割 ¥0円	円	
合計所得の内訳		所得控除の内訳		控除対象配偶者	
給与所得 ¥1,754,800円		社会保険料控除 ¥318,614円		一般 人 円	
		生命保険控除 ¥35,000円		老人 人 円	

源泉徴収票

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 氏名又は住所	受取人 氏名	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の合計額	源泉徴収額
		円	円	円	円
所得控除の内訳	社会保険料の控除額	生命保険料の控除額	住宅ローン控除の控除額	自治体入会費等の控除額	
支払者 氏名又は住所	(電話)				

年金源泉徴収票

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払者 氏名	住所又は居所	生年月日	1期分	2次分	3期分	4次分
			円	円	円	円
区	分	支払金額	源泉徴収税額			
法第203条の3第1号適用分			円			
法第203条の3第2号適用分			円			
法第203条の3第3号適用分			円			
本人	所得控除の有無	控除対象配偶者の有無	障害者の有無	社会保険料額		
				円		
支払者 氏名	所在地	(電話)				

雇用保険受給資格者証

雇用保険受給資格者証 (第1表)

1. 支給番号	2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別 5. 雇止め経年 6. 生年月日 7. 求職番号	
8. 住所又は居所		
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)		
10. 資格取得年月日	11. 雇止年月日	12. 雇止理由
13. 60歳到達時賃金日額	14. 雇止時賃金日額	15. 給付制限
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 雇止前事業所名		
23. 再就職手当支給額	24. 特殊表示(災害時、一括、返租、市町村)	

交付 年 月 日 センター 公共職業安定所 局長印

確定申告書(控) ※第一表と第二表の両方を提出してください。

税務署長 令和 年 月 日 令和 年分の所得税の 申告書B FA0027

住所 (又は 業務所 住所など)	フリガナ	氏名	性別	職業	屋号・番号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
平成 年 1月 1日 現在の住所			男女				
生年月日					電話 番号	自宅・勤務先・携帯	
(単位は円)		種類	青色	短期	損失	特異	番号
収入金額等	課税される所得金額 (①-②)又は第三表 上の命に対する税額 又は第三表の⑥	②					000
事業等 ①	税配当控除	③					
事業等 ②	区分	④					
事業等 ③	(特)企業退職等	⑤					
事業等 ④	住宅ローン等特別控除	⑥					
事業等 ⑤	政治等献金等特別控除	⑦					
事業等 ⑥	住宅ローン等特別控除 住宅ローン等特別控除 住宅ローン等特別控除	⑧					
事業等 ⑦	電子証明書等特別控除	⑨					
事業等 ⑧	高引所得税額 (⑩-⑪)又は第三表 上の命に対する税額 又は第三表の⑦	⑩					
事業等 ⑨	災害減免額、外国税額控除	⑪					
事業等 ⑩	源泉徴収税額	⑫					
事業等 ⑪	申告納税額 (⑫-⑬)又は第三表 上の命	⑬					
事業等 ⑫	申告納税額 (⑫-⑬)又は第三表 上の命	⑭					

2026年度 奨学金案内「Support」

発行  松山大学 学生部 学生課

発行日 2026年4月1日(第26号)

〒790-8578 愛媛県松山市文京町4-2

TEL(089)926-7149(学生課直通)

FAX(089)926-7156(学生課直通)

Eメール mu-gakusei@matsuyama-u.jp